

第五次滋賀県国土利用計画の策定について

1 趣旨

国において、最近の国土を取り巻く状況の変化を踏まえ新たな全国計画（第五次国土利用計画）が策定されることとなり、県においても、国の計画を基本として、県域における新たな計画（第五次滋賀県国土利用計画）を策定するもの。

2 計画の性格

国土利用計画法に基づき、県土利用のあり方について定める計画であり、県土の利用に関する行政上の指針となる。

全国計画を基本として策定し、市町計画の基本となる。

3 経緯

平成20年7月 第四次国土利用計画（全国計画）策定

平成22年3月 第四次滋賀県国土利用計画策定

平成26年9月 第五次国土利用計画（全国計画）策定作業着手

4 計画の目標年次

目標年次：平成39年（予定）

5 検討の進め方

滋賀県国土利用計画審議会に諮問し、その審議結果を基に検討を進めていく。その際は、国土利用計画法に基づく市町意見聴取をはじめ、市町との情報共有・意見交換をするとともに、庁内関係課の横断的な連携を図る。

6 スケジュール（案）

平成27年 夏頃 第五次国土利用計画（全国計画）策定（予定）

平成27年11月頃 滋賀県国土利用計画審議会 諮問

審議会を4回程度開催し、現状と課題、基本方針等について審議

平成28年11月頃 滋賀県国土利用計画審議会 答申

平成28年12月頃 県民政策コメントの実施

平成29年3月 計画策定・公表

適宜、検討状況を常任委員会に報告

第四次滋賀県国土利用計画の概要

平成22年3月策定 目標年次:平成32年

基本理念

- 公共の福祉の優先
- 琵琶湖をはじめとする自然環境の保全
- 地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮



- 健康で文化的な生活環境の確保
- 県土の持続可能な均衡ある発展

県土利用をめぐる変化・課題

- 交通網整備等による都市化の進展
- 将来的な人口減少
- 第二次産業から第三次産業への産業構造の変化

- 地球温暖化の進行
- 災害の増加、災害危険情報の公表
- 耕作放棄地の増加等、県土管理水準の低下

- 地方分権、市町合併の進展
- 新たな自治の担い手の増加
- 厳しい財政状況

県土の有効利用・慎重な土地利用転換・適切な維持管理

県土の環境や安全性に対する県民の要請

「持続可能な県土管理」

県土利用の基本方針

土地需要の量的調整

- ・市街地の無秩序な拡大の抑制
- ・自然、農用地等の適正な保全と利用
- ・自然的土地利用の転換抑制

土地利用の質的向上

- ・生態系への確保、環境負荷の低減
- ・減災に配慮した、安全、安心な土地利用
- ・琵琶湖等の景観保全への配慮

県土利用の総合的マネジメント

- ・地域における県土利用の合意形成
- ・地域の主体的な取組
- ・広域性を考慮した地域間調整

「国土の国民的経営」の推進

県土利用の基本方向

地域類型別(主なもの)

市街地

- ・安全で良好な市街地の計画的整備
- ・低未利用地の有効利用と自然的土地利用からの転換抑制
- ・障害者、高齢者、子ども等に配慮したまちづくり

農山村

- ・活力ある農山村づくり
- ・優良農用地、森林確保
- ・二次的自然の生態系の維持・形成

自然維持地域

- ・野生生物の生息空間の適切配置と連続性確保
- ・外来生物の侵入、鳥獣被害の防止
- ・森林の保全

利用区分別(主なもの)

農用地

優良農用地の確保

森林

森林の整備と保全

原野

自然環境の保全

水面・河川・水路

自然に配慮した整備

道路

安全性等への配慮

住宅地

災害の危険への配慮

工業用地

地域産業の活性化

その他宅地

大規模集客施設の適正立地

公用・公共施設用地

耐災性への配慮

低未利用地

工場跡地の再利用

湖辺域

保全・再生・整備

県土の利用目的に応じた区分ごとの目標

区分	H32年 目標値(k㎡)	対H19年 比(k㎡)
農用地	523	△19
農地	522	△19
採草放牧地	1	0
森林	2,034	△14
原野	7	0
水面・河川・水路	792	0
道路	152	11
宅地	271	13
住宅地	153	7
工業用地	39	3
その他の宅地	79	2
その他	238	8
合計	4,017	0
市街地	107	(H17比)5

地域別の概要(主なもの)

大南

- ・宅地の計画的整備
- ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導
- ・優良農地の確保と市街化区域内農地の計画的利用、保全
- ・都市近郊林のふれあいの場への活用

甲賀

- ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導
- ・優良農地の確保、優良茶園の整備
- ・林業の生産基盤整備、間伐材等の高度利用の体制整備

東近江

- ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導
- ・優良農地の確保
- ・林業の生産基盤整備、間伐の計画的な推進
- ・西の湖周辺の自然環境の保全

湖東

- ・工場等の適正かつ計画的な土地利用誘導
- ・優良農地の確保、山間等における都市との交流と特産品づくり
- ・森林を利用した保健休養施設等の整備

高島

- ・宅地の秩序ある利用
- ・優良農地の確保
- ・地域特性に応じた農業振興と都市との交流
- ・森林の総合的利用

上記に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 公共の福祉の優先
- 国土利用計画法等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 県土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と美しい県土の形成
- 土地利用の転換の適正化
- 土地の有効利用の促進
- 県土利用の総合的マネジメント
- 国土の国民的経営の推進
- 市町との連携
- 県土に関する調査の推進および成果の普及啓発
- 指標の活用と進行管理